

大使館からのお知らせ（ポーランド国内措置の期限延長等について（7月15日））

<ポイント>

- 国際旅客機のポーランド国内の空港への着陸禁止措置の期限が、7月28日（火）まで延長されました。
- ポーランド国内の空港でのトランジットに際し、国境警備隊司令官の許可を取得する必要がなくなりました。
- 現在、ポーランドや周辺国は感染症危険情報レベル3に指定されており、日本政府は、ポーランドや周辺国への渡航中止を勧告しています。

- 1 7月14日付で発出された「航空便の運航禁止に関する内閣令」において、国際旅客機のポーランド国内の空港への着陸禁止措置の期限が7月28日（火）まで延長されました。なお、期限以外の措置については、7月1日付でお知らせした内容から変更はありません。
- 2 ポーランド国内の空港でのトランジットに関して、国境警備隊司令官の許可を取得する必要がなくなりました。ただし、シェンゲン域の出入域の審査は行われていますので、最終目的地の入国制限を必ず確認して下さい。
- 3 なお、ご案内のとおり、現在、日本政府はポーランドや周辺国を感染症危険情報レベル3に指定しており、ポーランドや周辺国への渡航中止を勧告しています。

【感染症危険情報】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0605.html>

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うこととなります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html